

◎新潟県告示第6号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月5日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称  
種類 佐渡都市計画道路（佐渡市決定）  
名称 3・6・4号 仲町下相川線  
3・7・7号 下相川千畳敷線  
3・7・8号 羽田町京町線  
3・6・10号 城址公園線  
3・5・20号 窪田本町線  
3・5・21号 中町線  
3・5・22号 諏訪町線  
3・5・23号 東窪田線
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課